

## Photomask Japan 2020 第 27 回ホトマスク技術展示会： 出展規約

### 1. 小間の転貸などの禁止

出展社は、自社分の小間を Photomask Japan(ホトマスクジャパン：以下、PMJ)の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

### 2. 共同出展社の取扱い

2 社以上の申込者が共同で出展する場合、1 社が代表して申し込み、共同出展する社名などを申し込み時に PMJ へ通知するものとします。

### 3. 出展物の設置及び撤去

出展社は、PMJ の定めるスケジュールに沿って小間内の装飾、及び出展物の搬入出を行わなければならないものとします。会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は PMJ の承認を得た後、作業を行うこととします。

### 4. 展示場の使用

宣伝・営業活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。出展社は宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。装飾物等いかなるものも、割り当てられた床の範囲を越えてはならないものとします。PMJ はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物、展示会の目的に沿わない展示物を禁止又は撤去する権限を有するものとします。この権限は、人・物・行為・印刷物等 PMJ が問題があると考えられる性質のすべてに及ぶものとします。上記の制限または撤去が行われた場合、PMJ は出展社に対しいかなる返金またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

### 5. 出展物の管理と免責

PMJ は、展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意をはらいますが、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。

### 6. 損害賠償

出展社は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。

### 7. 展示会の中止・短縮

PMJ は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または地震・台風・火災等の天災、感染症、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力により開催が著しく困難となった場合は、その自身の判断によって会期や開催時間を変更、もしくは開催を中止することがあります。PMJ はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他出展社に生じた不利益な事態については責任を負わないものとします。開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出展料は返却しません。開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合は、弁済すべき必要経費を差し引いた出展小料の残額を出展社に返却します。

### 8. 出展料金支払い方法

出展社は PMJ 展示事務局が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに出展料を支払うものとします。出展社からの支払いは、PMJ が請求書に記載した指定口座に日本円で支払うものとします。約束手形・小切手等の取扱いはいたしません。

### 9. 出展申込の取消または変更

出展申込後の出展社の都合によるキャンセルは、原則として認めません。やむをえず出展申込の取消または小間数変更の場合は文書にてお知らせください。この場合下記のキャンセル料をお支払いいただきます。

(書面による通知)	キャンセル料
出展申込～2020年1月15日(水)まで	無料
2020年1月16日(木)～2月28日(金)まで	出展料の50%
2020年2月29日(土)以降	出展料の100%

### 10. PMJ2020 ロゴマークの使用

出展社は、以下の条件により Photomask Japan 2020(PMJ2020)のロゴマークを使用することができます。

- ・「Photomask Japan 2020 第 27 回ホトマスク技術展示会」に関する告知を目的として使用すること
- ・使用期間は、出展申込時より、2020年9月30日(水)までとすること

### 11. 査証の取得

海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展者の責任において作成、手続きを行うものとします。主催者は原則として、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展者に対して発行しないものとします。

また、日本国大使館または領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

### 12. 規定の遵守

出展社は、PMJ が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。

### 13. 規約の変更と追加

出展社は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、PMJ の決定に従うものとします。PMJ は、各年度ごとの出展社に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。 以上